



## 特例民法法人と指定管理者の再度の指定について

### 質 問

公の施設の指定管理者である特例民法法人Aが指定期間中に公益法人に移行した場合、引き続きAに指定管理者として公の施設の管理を行わせるには、改めて指定管理者として指定する必要がありますか。

### 回 答

改めて指定する必要はありません。

ただし、例えば、公益法人への移行の認定基準を満たすために、事業内容や財務内容、組織等を変更し、移行前後で団体としての同一性が認められないと判断されるような場合には、改めて指定を行う必要があるものと考えられます。

### 解 説

#### 1. 指定管理者制度について

##### (1) 指定管理者の選定

地方自治法（以下、「法」という。）第244条の2第3項で、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に当該公の施設の管理を行わせることができるとされています。この条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされています（同条第4項）。

条例に定める指定管理者の指定の手續とは、具体的には、指定の申請方法や選定基準等を定めるものとされています。指定の申請方法に関する事項としては、公の施設の概要、申請受付期間、指定期間、申請に必要な資格などが想定されます。また、選定する際の基準としては、①住民の平等利用が確保さ

れること、②事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること、③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることを定め、最も適切な管理を行うことができる者を選定することが望ましいとされています（平成15年7月17日総行第87号）。

##### (2) 指定管理者の指定と議会の議決

指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされています（同条第6項）。住民福祉の増進を目的とする公の施設の管理主体の決定という重要な事項について、最終的に住民の代表機関である議会の意思決定に委ねることとする趣旨です。

##### (3) 指定管理者の再指定

指定管理者の「指定」は、契約ではなく、公の施設を管理する権限を生じさせる行政処分的一种とされています。

既に述べたように、指定管理者による管理は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要なものとして行われるものです。指定管理者は、当該公の施設の適正かつ効率的な管理を行う能力を有するものでなければならず、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることが必要と考えられます。さらに、住民の意思を反映させるため、指定にあたっては議会の議決を要するとされていることを考慮すれば、指定管理者である団体に変更が生じ、もはや団体としての同一性が認められないと判断される場合には、改めて議会の議決を経て指定管理者の指定の手續を行う必要があると解されます。

#### 2. 公益法人制度改革と民法法人に関する経過措置

##### (1) 旧民法法人の存続

公益法人制度改革三法（「一般社団法人及び一般財

団法人に関する法律」(以下、「法人法」という。)、  
「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、「認定法」という。)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という。))が、平成20年12月1日に施行されました。

これにより、改正前の民法第34条の規定によって設立された社団法人又は財団法人(以下、「旧民法法人」という。)は、法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続します(整備法第40条第1項)。そして、施行日から起算して5年を経過する日までの期間(移行期間)内に、行政庁の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人(以下、「公益法人」という。)へ移行するか、行政庁の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人(以下、「一般法人」という。)に移行しない限り、原則として、移行期間の満了の日に解散したものとみなされます(整備法第46条第1項)。

## (2) 特例民法法人

上記によって存続する一般法人で、移行の登記をしていないものを「特例社団法人」又は「特例財団法人」といいます(整備法第42条第1項)。そして、両者を総称して「特例民法法人」といいます(同条第2項)。

旧民法法人が特例民法法人となるにあたっては、名称や定款又は寄附行為の変更、理事や監事等の機関の変更をする必要はありません。旧民法法人の定款又は寄附行為は、特例民法法人の定款とみなされます(整備法第40条第2項)。また、登記についても、従来の登記が特例民法法人の登記とみなされず(整備法第77条)。

## 3. 新法人への移行申請及び移行の登記について

### (1) 移行の申請

特例民法法人は、移行期間の満了日である平成25年11月30日までに、行政庁に対し、公益法人への移行認定申請を行うか、公益性の認定を受けない一般法人への移行認可申請を行います(整備法第44条、45条)。

### (2) 公益法人への移行の登記

特例民法法人が公益法人への移行の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人については設立の登記をしなければなりません(整備法第106条第1項前段)。この解散の登記の申請と名称の変更後の公益法人についての設立の登記の申請は、同時にしなければなりません(整備法第159条第1項)。

なお、特例民法法人が一般法人へ移行する場合も同様の手続きが必要となります(整備法第121条第1項、106条、159条)。

これらの登記手続きについては、登記制度において旧法人登記簿から新法人登記簿に転記する際に解散・設立という手続きを踏むものであり、実際に解散行為や設立行為があるわけではありません。従って、法人は移行の登記の前後において名称等は変更されますが、法人としては同一性をもって存続することになります。

## 4. 本事例の検討

特例民法法人が一般法人に、あるいは公益法人に移行したとしても、法人格は法人法第3条の規定に基づく一般社団法人又は一般財団法人であり(認定法第2条第1項、整備法第40条)、また、登記上で解散・設立という手続きを踏むものであったとしても、移行の登記によって法人としての同一性が失われるものではありません。従って、指定管理者として指定された特例民法法人が公益法人へ移行するに際しては、原則として、改めて議会の議決を経て指定を行う必要はないものと考えられます。

ただし、例えば、公益法人への移行の認定基準を満たすために、事業内容や財務内容、組織等を変更し、移行前後で団体としての同一性が認められないと判断されるような場合には、改めて指定を行う必要があるものと考えられます。

(大阪府総務部市町村課行政グループ)